

確定拠出年金資産の自動移換手数料について

確定拠出年金（以下「DC」と呼びます。）の加入者が60歳未満の退職等によりDCの加入資格を喪失した場合、その方の個人別管理資産を個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」と呼びます。）等に移換する必要があります。この移換手続きを行わないと国民年金基金連合会（以下「連合会」と呼びます。）へ自動的に移換されます。

この自動移換にかかる連合会及び特定運営管理機関（以下「特定運管」と呼びます。）の手数料が2026年4月に改定されます。

* DCは確定拠出年金の略称です。iDeCoは個人型確定拠出年金の愛称です。

👉 自動移換手数料の改定内容（改定基準日：2026年4月1日）

手数料名称	手数料（税込）		徴収主体	備考
	旧	新		
新規自動移換手数料	1,048円／回		連合会	企業型DCから自動移換されるときの手数料 *弊社扱いプランでは、企業型DCの移換手数料として、別途、4,785円（JIS&T及び信託銀行の費用、税込）がかかります。
	3,300円／回		特定運管	
管理手数料	0円／月	新設 40円／月	連合会	自動移換月の4か月後からかかる手数料（年1回3月末迄の分を4月に個人別管理資産から徴収、2026年4月分から適用）
	52円／月	金額変更 58円／月	特定運管	
移換手数料	1,100円／回	金額変更 550円／回	特定運管	自動移換からiDeCo等へ移換する際の手数料（2026年4月以降の移換分から適用）
裁定手数料	4,180円／回		特定運管	脱退一時金、死亡一時金等の裁定等の手数料

● 徴収タイミング別手数料の概要（税込）

- 自動移換時の手数料 : 9,133 円
- 自動移換中の手数料 : 月額 98 円
- 連合会から戻す時の手数料 : 550 円

* 連合会は特定運管として「日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジーズ株式会社（JIS&T）」を指定しております。

手数料は個人の年金資産から控除されます



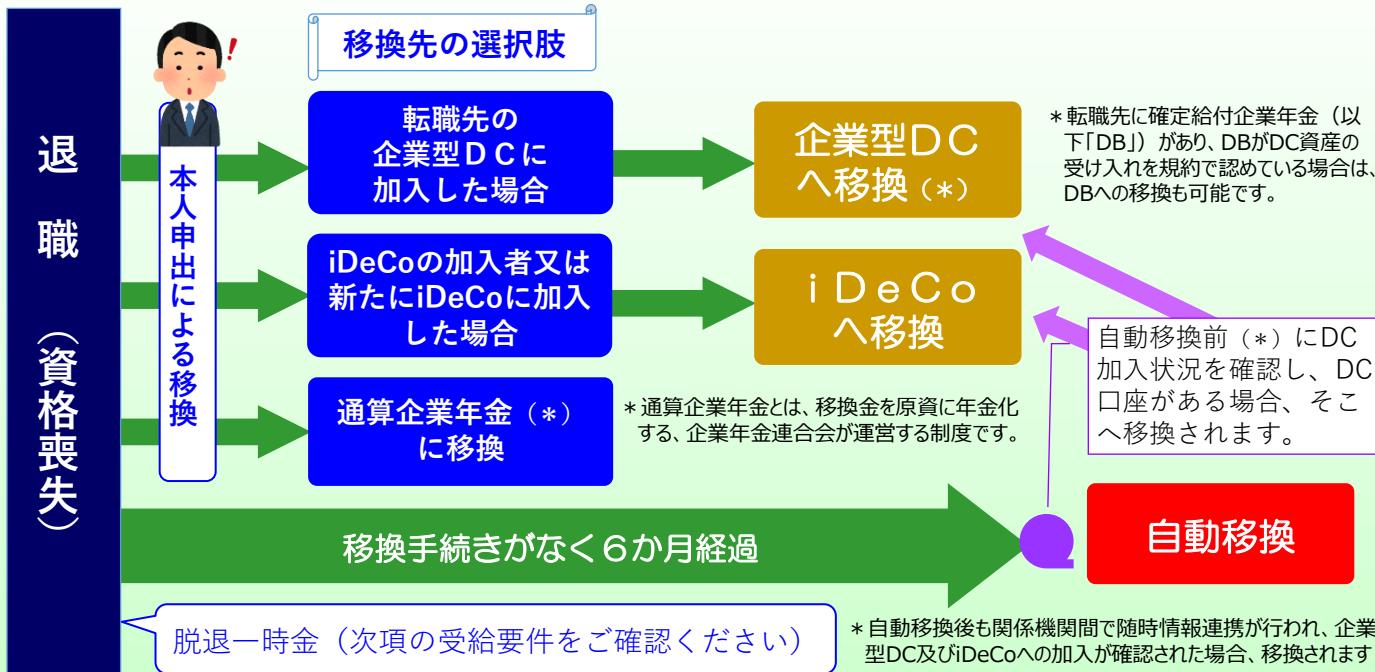
👉 資格喪失者（退職者）等に対する説明

● 資格喪失者（退職者）には、別途ご案内しております「移換手続きのご案内」を退職者へご提示のうえ、次の説明を宜しくお願いします。

- 退職者の年金資産の移換先に関する選択肢（裏面参照）の説明をお願いします。
- 資格喪失月の翌月から6か月を経過すると連合会へ自動移換となります。
- 自動移換された年金資産は、連合会で現金管理となり、運用指図や給付請求ができません。また、通算加入者等期間（裏面参照）にも算入されません。
- 手数料として、移換時、管理中、移換金を戻す時に年金資産から控除されます。
- 自動移換された資産を60歳以降に受給するためには、個人型確定拠出年金に移換する必要があります。



☞ 資格喪失者（退職者）の年金資産移換について



☞ その他ご参考

◆ 通算加入者等期間とは

通算加入者等期間は、60歳以降に受給するために必要な期間で、次の期間を合算した期間のうち、60歳になるまでの期間です。

- ① 確定拠出年金の加入者期間及び運用指図者期間
 - ② 他の制度から資産移換がある場合、その資産の計算基礎となった期間
- この期間に応じた受給開始年齢が右表のとおりとなります

通算加入者等期間 *	受給開始年齢等
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上6年未満	64歳
1年以上2年未満	65歳
0月(60歳以降に初めてDC制度に加入した場合)	加入了日から5年経過した日

◆ 企業型DCの脱退一時金の受給要件

退職者の個人別管理資産が15,000円を超える場合、次の要件に合致すれば脱退一時金の受給が可能です。

個人別管理資産が15,000円以下の場合は、下記①と②に該当していれば脱退一時金が受給できます。

- ① 企業型DC加入者、iDeCo加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo運用指図者でないこと
- ② 資格喪失日から起算して6か月を経過していないこと
- ③ 60歳未満であること
- ④ iDeCoに加入できない者であること
- ⑤ 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- ⑥ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦ 通算拠出期間が5年以内又は個人別管理資産が25万円以下であること

◆ 自動移換の現状

自動移換が年々増えており、問題となっております。

「企業型DCの加入者資格喪失者に占める自動移換者の割合は、事業主ごとに異なっており（平均：33%）、自動移換者の割合が50%を超える事業所は全体の32%を占めているという実態」

* 厚労省社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料より（2024.12.26）

確定拠出年金

移換手続きのご案内

◆個人別管理資産を以下のいずれかに移換します

(原則60歳まで、積立てた資産（年金資産）を解約して受取ることが出来ません)

転職先の企業型DC に移換する場合

- ・ 転職先の事業所で企業型DCが運営されている
⇒ 転職先の担当窓口に企業型DCの加入者であった旨伝えてください

個人型DC（iDeCo）に移換する場合

- ・ 転職先の事業所で企業型DCが運営されていない
- ・ 転職先の事業所の企業型DCに年金資産を移換しない
- ・ 自営業者、専業主婦（夫）、公務員、無職となる
⇒ 自分が選択した個人型（iDeCo）を取り扱う運営管理機関※にご連絡ください

※国民年金基金連合会のホームページ、またはJIS&Tより郵送される「加入資格喪失手続き完了届」同封の受付金融機関一覧をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保でも個人型DC（iDeCo）を取り扱っています
ご不明な点、資料（加入申込キット在中）請求は、裏面コールセンターまでご連絡ください

＜ご注意＞ 退職後6ヶ月以内に移換手続きを行ってください

資格喪失日（退職日の翌日）の翌月から6ヶ月以内に手続きをしない場合、今まで積立てた資産は国民年金基金連合会に自動的に移換され、そのままでは運用されず将来十分な年金額が確保できなくなる可能性があるほか、年金受取りなどができなくなります。
また、自動的に移換された場合、所定の費用が資産から差し引かれます。

※ 企業型DCの規約で事業主返還が定められている場合、個人別管理資産の移換が出来ない場合があります。詳しくは企業の担当窓口にご確認ください

◆個人別管理資産を脱退一時金として受取ることができる場合

例外的に、以下の条件を満たせば、個人別管理資産を脱退一時金として受取ることができます

個人別管理資産が15,000円以下の場合

以下の要件の全てを満たす必要があります

- ①企業型DCおよびiDeCoの加入者でも運用指団者*でもないこと
- ②企業型DCの資格喪失日の翌月から6ヶ月を経過していないこと

個人別管理資産が15,000円を超える場合

以下の要件の全てを満たす必要があります

- ①企業型DCおよびiDeCoの加入者でも運用指団者*でもないこと
- ②企業型DCの資格喪失日の翌月から6ヶ月を経過していないこと
- ③60歳未満であること
- ④iDeCoに加入できない者であること
- ⑤日本国籍を有する海外移住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- ⑥障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦企業型DC加入者及びiDeCo加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること、または、個人別管理資産の額が25万円以下であること

*掛金の積立てを行わずこれまで積立ててきた資産の運用のみを行う人のことをいいます

⇒ 必要な手続きはコールセンター（0120-93-6464）にご確認ください

◆既に60歳以上で確定拠出年金の受給権をお持ちの方

次のいずれかの対応に応じた、お手続きをお願いします

- ・受給開始の手続きをするか、今までの勤務先の企業型DCの運用指団者*として受取りを据え置き、将来、受給手続きを行う

⇒日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（株）より
ご自宅へ郵送される手続き案内に従ってください

- ・転職先の企業型DCあるいはiDeCoに個人別管理資産を移換して、加入者*または運用指団者*となる

⇒表面の案内をご参照ください

*掛金を拠出する人を加入者、掛金の積立てを行わずこれまで積立ててきた資産の運用のみを行う人のことを運用指団者といいます

ご不明な点はコールセンターまでご連絡ください

コールセンター **0120-93-6464** (通話料無料)

平日 9:00~20:00 土曜日 9:00~17:00 日曜日・祝日・年末年始除く

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号